

様式 1（公告例〔共通事項〕）

除雪業務委託に係る入札公告〔共通事項〕

- 1 除雪業務委託に係る入札（随意契約を含む、以下同じ）に参加しようとする者に必要な資格に関する事項
 - (1) 本入札に地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定を準用し、これに該当しない者であること、又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 入札公告日から入札日までの間において、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - (3) 県税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
 - (4) 除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できる者であること。
 - (5) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (6) 前年度において長野県が発注する車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務（施工体制確認型契約方式含む）を受託した者にあつては、前年度の契約内において発注者から改善指示書による指示を受けていない者であること。
- 2 入札参加手続等
 - (1) 設計図書等の閲覧等
 - ア 除雪業務設計書は発注機関のホームページへ掲載し、本業務に係る仕様書等（除雪業務特記仕様書、除雪業務実施要領）、入札心得及び契約書（案）は、長野県公式ホームページに掲載します。
 - イ ホームページへの掲載期間、閲覧ができる場所は入札公告に示すとおりとします。
 - ウ 入札心得、契約書（案）及び設計図書等について質問がある場合は、入札公告に示す期間内に指定の場所に質問書（様式 3）を提出してください。
また、質問書に対する回答は発注機関のホームページに掲載しますが、質問者への直接の回答は行いません。
 - (2) 本件入札に参加される方は、入札公告に示す期間内にあらかじめ受託資格要件審査書類（以下「審査書類」という。）を提出してください。
 - (3) 入札の日時及び場所は、入札通知書または見積通知書により通知します。

3 審査書類の提出

- (1) 次に掲げる審査書類をあらかじめ提出期限までに提出してください。

提出書類	法人	個人	提出内容
1 オペレーターに関する届け	○	○	様式 4（電子メール等によりデータも提出すること）
2 業務実績証明書	○	○	要領第 4（2）ア、イに定められた業務実績を証明するための契約書
3 誓約書	○	○	別紙 3
4 登記簿謄本	○		商業登記簿謄本（3 ヶ月以内に発行されたもの）
身分証明書		○	市町村長の発行する証明書（ ）
登記事項証明書		○	東京法務局の発行する証明書（ ） 後見登記等に係る成年被後見人等でない旨の証明等※ 注

5	印鑑証明書		○	市町村長が発行する印鑑証明書
6	納税証明書 (県税・消費税及び 地方消費税)	○	○	県税 本店所在地の都道府県が発行する法人(個人)の納税 証明書(県税に未納の無いことの証明) 県外業者で県内に営業所等がある場合は本県分の証 明書をあわせて提出 消費税及び地方消費税 本店所在地の税務署が発行する未納 税額のない証明書(その3)
7	決算書	○	○	直前決算時のもの(申請に最も近い時期の1年分) 法人 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書若しく は株主資本等変動計算書 個人 貸借対照表及び損益計算書若しくは青色申告決算書等
8	住民票		○	当該ブロックの市町村長が発行する住民票

- ・審査書類1は当該業務を行うオペレーター全ての者を記入し、電子メール等によりデータにて提出してください。(複数工区へ参加を希望する場合において、オペレーターの重複申請はできません。また、同一オペレーターの複数社への登録はできません。)
- ・令和7・8・9年度長野県建設工事入札参加資格者は、審査書類1、2以外の審査書類の提出は不要です。
- ・個人にあつて、県税、消費税及び地方消費税の課税対象外の者は、審査書類の6、7は提出不要です。
- ・個人にあつて、当該ブロックにおいて過去2年以上道路法上の道路の除雪業務の実績を有することが審査書類2により確認できる者は、審査書類8は不要です。

※注 東京法務局の発行する後見登記等に係る登記事項証明書(郵送による申請可)
 (1) 成年被後見人等(成年被後見人、被保佐人又は被補助人)でない場合
 後見登記等ファイルに、成年被後見人等とする記録がないことの証明書
 (2) 被保佐人又は被補助人である場合
 後見登記等ファイルに記録された内容の証明書
 申請書提出先
 〒102-8225 東京都千代田区九段南 1-1-15
 東京法務局民事行政部後見登録課 TEL 03-5213-1360

- (2) 審査書類の提出期限及び場所は、入札公告に示すとおりですので、持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は次の方法により提出してください。
- ア 入札心得の「別紙1」及び審査書類を封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に業務名を記載し、発注機関の総務課あてに郵送してください。
- イ 提出期限の日までの消印があるものは提出期限までに到達したものとみなします。
- ウ 提出期限を過ぎて到達した審査書類は、理由の如何にかかわらず受理はしません。
- (3) 入札に参加される方が、提出期限内に審査書類を提出しないとき又は資格要件審査のために発注機関の長が行う指示に応じないときは、入札に参加できません。

4 受託希望工区の申請

入札心得の「別紙2」に受託希望工区を記入のうえ、入札公告に示された提出期限までに提出場所へ持参又は郵送により申請してください。なお、郵送の場合は次の方法により提出してください。

ア 入札心得の「別紙2」を封筒に入れ封かんのうえ、封筒の表面に業務名を記載し、発注機関の総務課あてに郵送してください。

イ 提出期限の日までの消印があるものは提出期限までに到達したものとみなします。

5 入札参加資格の審査

公告終了後、審査の結果入札参加資格要件に不適合な者には「入札参加資格要件不適合通知書」（様式6）により通知します。

6 入札方法の決定

- (1) 受託資格要件の審査のうえ、一般競争入札を行い受託者を決定するものとします。
- (2) 入札について、郵送では受け付けません。
- (3) 入札への参加通知は、受託希望者への入札通知書により行います。

7 失格基準価格

除雪業務委託においては、予定価格（総価、消費税及び地方消費税を除く）に 93/100 を乗じて得た額（千円の位を四捨五入、万円止め）を失格基準価格とします。

8 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を遵守してください。
- (2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知してください。
- (3) 燃料油価格等に変動が生じ、契約内容が著しく不適合となったときは、契約内容を変更することができるものとします。
- (4) 落札者の決定後、本件入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が受託資格要件を満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがあります。
- (5) 審査書類に虚偽の記載をした場合、落札者が契約を締結しない場合は、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領及び長野県建設工事等入札参加資格に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行います。
- (6) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (7) 除雪業務に関するインセンティブの取り扱いに関しては長野県公式ホームページに掲載しますのでご確認ください。
- (8) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできません。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがあります。なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社。

オ 事業協同組合とその構成員。

除雪業務委託に係る入札心得

令和元年 8 月 31 日適用

(趣旨)

第 1 条 除雪業務委託に係る入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書（単価内訳書、除雪業務特記仕様書、除雪業務実施要領）、委託契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札してください。なお、施工体制確認型契約方式により除雪業務を発注する場合は、「小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式試行要領」及び「除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約方式試行要領」によるものとします。

(受託希望工区の申請)

第 2 条 受託を希望される工区数は、公告で示す設計機械の運転に必要な免許等を有するオペレーターの人数が、設計機械台数以上確保できる範囲内で申請して下さい。（複数工区へ参加を希望する場合において、オペレーターの重複申請はできません。また、同一オペレーターの複数社への登録はできません。）

(入札保証金の納付)

第 3 条 一般競争入札の場合、入札参加者は、入札執行前に見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができます。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に、長野県を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保険契約書を提出して発注機関の長の確認を得たとき。
 - (2) 森林整備業務入札参加資格または建設工事等入札参加資格、物品購入等入札参加資格のいずれかを有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと発注機関の長が認めたとき。
- 2 前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付しなければなりません。

(設計図書等に対する質問・回答)

第 4 条 委託契約書（案）、この入札心得及び設計図書等に対して質問がある場合は質問書（様式 3）に記載のうえ入札公告に示す期間及び場所に提出してください。質問に対する回答は長野県公式ホームページに掲載します。なお、質問者への直接の回答は行いません。

(入札の方法)

第 5 条 入札参加者は、入札書に所要事項を記入のうえ、これを入札日時に指定された入札場所に差し出してください。なお、郵送による入札は認められません。

- 2 この入札は業務の単価および総価（入札単価に予定数量を乗じて得た金額の合計、以下同じ）について見積もってください。（様式 7 による。）ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった単価の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。
- 3 入札書記載の単価は、特別の定めがある場合を除き 100 円単位としてください。なお、機械稼働費については、平日昼間の稼働単価および回送単価を入札し、それぞれの平日夜間、休日昼間、休日夜間の契約単価については、県積算に平日昼間の落札率を乗じ 100 円未満を切り捨てた額とします。
- 4 入札書に代表者名が記載され、かつ代表者印が押印してある入札書による応札以外で、代

理人が出席して応札するときに、代表権限を有する社員等から委任を受け、代理人の印を押印した入札書により応札する場合は、委任状が必要になります。入札執行前に委任状を発注機関の長に提出して確認を受けて下さい。

- 5 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を行えません。
- 6 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできません。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってははいけません。

- 2 入札参加者は、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしてははいけません。(脅迫的言辞の有無を問わない。)
- 3 入札参加者は、正当な理由なく入札公告前における発注予定案件事務への介入、又は公告後において公告、入札心得及び各種仕様書等について、不明等を理由とした過度な介入等入札の公正・公平性を阻害する行動をしてはいけません。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるものとします。

- 2 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとします。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る。)してください。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出してください。
 - (3) 入札に立ち会うことができない入札参加者は、入札を辞退したものとみなします。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けません。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、発注機関の長は、当該入札参加者を入札に参加させなかったり、入札の執行を延期したり若しくは取りやめることがあります。

- 2 発注機関の長は、入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行なわれないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめることがあります。

(入札・開札)

第9条 入札は、入札通知書に記載した日時、場所において行います。入札終了後直ちに入札参加者立ち会いにより開札を行います。

- 2 入札執行回数は2回までとし、予定価格(総価及び単価、消費税及び地方消費税を除く金額)の範囲内の価格の入札がないときは、第2回の総価における最低価格入札者(再度の入札において失格基準価格を下回る者は除く。)と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とします。この場合の見積もり回数は3回を限度とします。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書

- (4) 違算がある入札書
- (5) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (6) 記名、押印のない入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) 入札公告に示す提出期限内に審査書類を提出しない者の入札書
- (9) 虚偽の審査書類を提出した者の入札書
- (10) 一抜け方式において、他の委託業務の落札者が入札した入札書
- (11) 入札単価欄に特別の定めがある場合を除き、100 円未満の単位の金額が記載された入札書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

(落札者の決定)

第 11 条 発注機関の長は、入札単価が全て予定単価を下回った入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で総価における最低価格入札者を落札者とします。ただし、総価について除雪業務における委託契約要領に基づく失格基準価格を下回る入札者を除き、予定価格の制限の範囲内における最低価格入札者を落札者とします。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとします。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当所の職員にくじを引かせるものとします。

(除雪機械の変更)

第 12 条 実際に使用する除雪機械の機種又は規格が発注時に計上されている機械と異なる場合は、使用機械変更協議書（様式 8）により協議するものとします。変更協議書による機械で除雪業務実施要領に定められた作業が遵守できると発注機関の長が認めたときは、使用機械及び単価について変更契約を締結します。なお、変更契約単価は、当初契約単価に発注時計上機械の設計単価と実際に使用する機械の設計単価の比率を乗じ、100 円未満を切り捨てた額とします。（別紙 3 参照）

(契約保証)

第 13 条 落札者は、契約と同時に落札総価の 10 分の 1 以上の金額を納付してください。ただし、財務規則(昭和 42 年長野県規則第 2 号)第 143 条の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがあります。

(契約の締結)

第 14 条 落札者は、落札決定後 7 日以内に契約を締結してください。

2 契約に要する経費は契約人の負担とします。